

令和 6 年度第 3 回
昭島市国民健康保険運営協議会議事要旨

令和 7 年 1 月 31 日

保 健 福 祉 部 保 險 年 金 課

令和6年度第3回昭島市国民健康保険運営協議会

令和7年1月31日（金）午後1時30分開会
昭島市役所 庁議室

1. 開会

2. 議題

- (1) 昭島市国民健康保険税の課税限度額の改定について（諮問）
- (2) 18歳未満の第2子及び第3子以降の子どもの均等割軽減の継続について（諮問）

3. 報告

- (1) 令和7年度国民健康保険事業費納付金算定に伴う状況について

4. その他

出席委員（7名）

委員 下田	初穂君	委員 石原	正昭君
委員 小林	基久君	委員 竹口	甲二君
委員 大澤	康男君	委員 島津	智子君
委員 热田	善信君		

欠席委員（3名）

委員 山本莊太郎君	委員 岸野康男君
委員 鈴木克仁君	

説明者

保健福祉部長 萩原 秀敏、保健福祉部保健医療担当部長 岡本 由紀子、
保険年金課長 高玉 健二、保険年金課保険係長 古屋 泰大、
保険年金課賦課担当係長 須崎 春奈

(午後 1時30分)

◎開 会

○事務局

皆さんこんにちは。

お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。それでは、定刻になりましたので始めさせていただきたいと思います。会長よろしくお願ひいたします。

○会長

皆さんこんにちは。まだ1月ということで今年初めてですので、また皆さん今年もよろしくお願ひをいたします。改めまして本日お忙しいところご出席いただきまして誠にありがとうございます。非常に寒い中ご参集いただいて本当にありがとうございます。

それではこれから会議に入らせていただきますが、初めに事務局より配布資料の確認をお願いをいたします。

《配布資料の確認》

○会長

それではただいまより令和6年度第3回国民健康保険運営協議会を開催をいたします。なお本日は、保険医および保険薬剤師代表の山本委員さん、それから被保険者代表の岸野委員さん、それから被用者保険等代表の鈴木委員さんが欠席となっておりますけれども、定数に達しておりますので、本協議会は成立をしております。

次に本日の会議の会議録署名委員を指名させていただきます本日は保険医および保険薬

○会議録署名委員の指名

○会長

それでは次第に沿いまして、会議を進めさせていただきます。

まず本日、議題の1と2でございますが、これ2件とも諮問案件でございますので、この後、2件の諮問をお受けしていきたいと思います。

ただですね、日程がいろいろありますので、今年度の日程を考慮しますと、今回の協議会において一定の方針を定めていただきてその中で、また事務局等と答申案を作成をさせていただいて、それで皆さんのご承認をいただいた上で答申をしていきたいと考えておりますが、いかがでございましょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○会長

それでは、議題の1および2、諮問、昭島市国民健康保険税の課税限度額の改定について、および18歳未満の第2子及び第3子以降の子どもの均等割軽減の継続についてを議題といたします。

本日は臼井市長におかれましては公務より欠席されておりまますので、岡本保健医療担当部長よりお願ひをいたします。

(諮問読み上げ)

○会長

それでは国民健康保険運営協議会といたしまして諮問をお受けいたします。しかるべき時期に答申をいたしますのでお願ひいたします。

○事務局

ただいまの諮問につきましては、事務局で写しを作成いたしまして、後ほど委員の皆様にお配りしたいと思います。

○会長

よろしくお願ひいたします。

それでは2件の諮問を受けましたので、まず議題の1、昭島市国民健康保険税の課税限度額の改定について、これにつきまして事務局の説明をお願ひいたします。

○事務局

それでは議題1、昭島市国民健康保険税の課税限度額の改定につきまして、お手元の資料1に沿いましてご説明申し上げます。

まず、国民健康保険税の課税限度額の改定についてでございます。国民健康保険税は、その使途に応じて医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3区分に分かれております。税額の決定に当たりましては、区分ごとに、被保険者の所得から算出された算定基礎額に税率を掛け合わせる所得割額と、被保険者1人につき加算される均等割額を合計して算定されます。この区分ごとの税額には、受益と負担の関係から、被保険者の納税意欲に与える影響等を踏まえ、上限額が定められており、こちらが今回議題となっております課税限度額でございます。この限度額につきましては国が政令で規定する金額を限度として、国保税の課税・徴収主体である保険者がそれぞれ条例で定めることとなってございます。

現行の国が規定する課税限度額につきましては、医療給付費分65万円、後期高齢者支援金分24万円、介護納付金分17万円、合計で106万円となっております。一方で、当市が定める課税限度額につきましては医療給付費分65万円、後期高齢者支援金分22万円、介護納付金分17万円、合計で104万円となっております。これは、昨年同時期に課税限度額が106万円に引き上げられる際に、運営協議会に諮問させていただき、政令の通り引き上げるよう答申をいたしましたが、市といたしましては昨今の物価高騰などによる市民がおかれた厳しい経済状況を鑑み、課税限度額を据え置いた経過がございます。

このたび、閣議決定されました令和7年度税制改正大綱におきまして、医療給付費分の課税限度額を65万円から1万円引き上げ66万円に、後期高齢者支援金分の課税限度額を24万円から2万円引き上げ26万円とし、合計の賦課限度額を109万円とすることが盛り込まれました。この改正につきましては、今後、国会において審議が予定されており、まだ、正式には確定しておりませんが、通常通りに改正された際には令和7年4月1日から施行することとなってございます。そのため、改めて運営協議会に諮問させていただき、本市保険税の課税限度額についてご審議をお願いするものでございます。

次に保険税における低所得者に係る軽減の拡大についてでございます。こちらは諮問事項ではございませんが、同じく令和7年度税制改正大綱により改正が予定されておりますので併せてご報告をさせていただきます。保険税には、所得金額による均等割の軽減措置がございます。基準となる所得金額に応じ、均等割額が、7割、5割、2割の軽減割合で軽減されるものでございます。このうち、5割軽減及び2割軽減につきまして、経済動向を踏まえ、軽減判定所得を引き上げることが盛り込まれました。収入の上昇により、これまで軽減対象となっていた方が、対象外となることを防ぐ効果もございます。変更案でございますが、5割軽減では、対象となります世帯の軽減判定所得の算定におきまして、被保険者数に乗ずる金額を、現行の29万5千円から30万5千円に、2割軽減では被保険者数に乗ずる金額を、現行の54万5千円から56万円に引き上げるものとなってございます。こちらにつきましては、政令で定める基準に従い軽減を行うこととなっておりますので、基準のとおり条例改正を行うことといたします。

下の図は、今回の見直しにおける効果のイメージ図になります。賦課限度額の改定と低所得者に係る保険税軽減の拡大を同時に行うことにより、中間所得者層の被保険者に配慮した保険税の見直しが可能となるものでございます。

以上、簡略な説明で恐縮には存じますが、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○会長

ただいま事務局から説明がございました。

これに対しまして何かご意見とかご質問ありましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

特に課税限度額の方の見直しでは、昨年もこれも諮問を受けまして、確か2月ですかね、答申の中でですね、政令通りというような形での2万円を引き上げて、24万円とされたいというような形で答申を出したんですが、市の方での物価高騰、いろんな諸事情を勘案して、これを上げなかつたというところで、今年度またその政令では見直し案が出てきているということから、今回の諮問となったということです。政令と今で言うと5万円分ぐらいの乖離があるのかなというところですので、これをここまで全部やる方がいいの

か、また他の方法で、見直した形でやるのがいいのかというような諮問だと思うんで、その辺を何かご意見ありましたらお願ひいたします。

無いようでしたら私の方から事務局の方にお願いしたいんですが、今回見直しをする5万円引き上げたとすると、影響のある方の世帯っていうか、そういうものがどれぐらいあるかっていうのは把握してありますか。

○事務局

5万円引き上げた場合、医療分を65万円から66万円に、支援金を22万円から26万円に引き上げた場合の影響についてでございます。改定による影響でございますけれど、改定前の段階で賦課限度額が超過している世帯が、医療分は139世帯、支援分は194世帯ございます。改定に伴いまして、この医療分が65万円から66万円に1万円の増額になるのが136世帯、65万円から66万円未満の1万円未満の増額となるのが3世帯となってございます。支援分につきましては、22万円から26万円に4万円の増額となるのが142世帯、22万円から26万円未満の4万円未満の増額となるのが52世帯のみでございます。総額では約800万円の保険税の增收要因となる見込みでございます。以上でございます。

○会長

大体ね、どれぐらいの世帯で金額っていうのを示していただきましたが、医療分の方では3世帯程度ということで金額的にもそんな多くはないのかなというふうなことでありましたけど、支援分の方ですか、これが50世帯ぐらいあるのかな。

○事務局

4万円増額するのが142世帯、4万円未満の増額になるのが52世帯、全て合わせまして、影響を受ける世帯は192世帯となります。

○会長

こちらちょっとね、数がかなり多くなってるかなと思います。昨年2万円を引き上げてなかった分、ちょっと影響があるかなというところですかね。

○A委員

質問をさせていただきたいんですが、去年こちらの会議では24万円に引き上げるというお話をあったはずなんですが、市側で配慮があって、据え置いたという経緯があったというお話を聞きまして、例えば来年度26万円にまた改定した後に、また市として皆さん、市民の方々に、物価動向とかを見て、また据え置いたりとか、もしくは減額になったとか、そういうお話をこのまま起こるわけですね。

○事務局

昨年度のときはあのコロナの影響がまだ少し残る中で、元々こちらの運営協議会は市長の諮問機関としての会議で、そういういた役割を持って、委員さんにお集まりいただいているんですけども、最終的に市長の方が大変やはり影響が全ての方にも及ぶ変更ではないんだけれどもっていうことですごくいろいろと心配をして、せっかく運協の方にはご意見を言った形でいただいたんだけれども、今回についてはちょっと今までこの限度額の改定の部分で運協からいただいたご意見じゃない形で最終決定をしたというのが過去にほぼなかったはずなんですね。ですので、前回は非常にイレギュラーな状況であったというのは、こちらとしても捉えております。ですので通常ですといただいたご意見に沿ってっていう形が多いので、またことになるかというのは、今回はあんまりちょっと可能性の方がはないのかなって、市長の方も今日、運協が開かれているのを、結果どういうふうにご意見いただけるかねっていうふうに言っておりますので、なかなかいただいたものを変更した形で最終決定、来年度の予算を持っていくっていうことは、ほぼないのかなというふうには考えております。

○A委員

ありがとうございます。お答えをお聞きした上で個人的な感想なんですが、やはり去年からの増額が大きいのかなと、ですので上げるんであれば、24万円あたりが相当な気もするんですけど、個人的な感想です。以上です。

○会長

他にいかがでしょうか。

○B委員

これも私の意見ですけれど、政令で決める金額そのものが、果たして昭島市に適用した場合、それがふさわしい金額かどうかというのは、なんとも言えません。やっぱり全国をのを見て、政府が決める、国の方が決めるものですよね。しかし、やはり一つ、これ妥当かどうかはともかくにして、妥当かどうかどういう別にして、やっぱり政令というのは、やはり意識して、それなりに対応すべき額かなというふうに考えております。以上です。

○会長

他にいかがでしょうか。

それではですね今ねご意見が出ましたけれども、政令通りということではなくても。ある程度尊重しながらですね、少し見直すべきかなという意見がありました。皆さんそんな形でよろしいですかね。

一応そういう意見が多いということですのでその辺につきましては、今の皆さんの意向を踏まえながら、私と、それから事務局の方とでですね、答申案を作成しまして、皆様の方にお示しをしてですね、その中で確認をいただきて、確定をしていきたいなと思いますが、そのような流れでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○会長

はい、じゃあ事務局の方と私の方で調整をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

それでは次の議題に入りたいと思います、議題の2、18歳未満の第2子および第3子以降の子どもの均等割軽減の継続について事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

それでは議題2、18歳未満の第2章および第3節以降の子どもの均等割底面の継続につきまして、手元の資料に沿いましてご説明申し上げます。

国民健康保険税は、その制度上、収入の有無にかかわらず被保険者1人につき均等割が課税されることから、加入者が多い世帯ほど保険税が高額となり、特に収入のないお子様が多い世帯においてはその負担が大きくなるという課題がございます。このことから本市では、子育て支援の一環として独自の均等割軽減制度を平成24年度から実施いたしております。

まず資料の左側上段につきましては、軽減策の内容と具体例でございます。現在、本市では18歳未満の被保険者が2人以上いらっしゃる世帯を対象に、18歳未満の第2子について、保険税均等割を5割軽減し、第3子以降につきましては9割軽減する独自軽減を実施いたしております。具体例をお示しいたしますと、例1の世帯につきましては、18歳未満のお子様が3人いらっしゃる世帯で、2人目のお子様の均等割が5割、3人目のお子様の均等割が9割軽減されます。次に例2の世帯でございますが、こちらは19歳の方がいらっしゃいますが、軽減の対象となるのは18歳未満の方となりますので、軽減されるのは18歳未満の第2子1人となり、均等割が5割軽減されます。

なお、低所得世帯に対する軽減措置である法定軽減、均等割の7割、5割、2割軽減の対象となる世帯につきましては、法定軽減により減額される額と、独自軽減により軽減される額を比較し、その差額分のみを追加で軽減いたします。また、令和4年度より開始されました未就学児軽減対象世帯につきましても同様に軽減額を比較し、その差額分を追加で軽減いたします。

左側下段はこれまでの実施状況でございます。令和5年度の実績は対象世帯が163世帯、軽減額353万8,584円でございました。こちらの軽減額につきましては、全額を一般会計からの繰入金で賄っております。

資料の右側をご覧ください。これまでの国民健康保険税における子育て支援に関する経緯でございます。本市は平成23年度に独自の均等割軽減制度について検討を行い、翌24年度から制度を開始いたしました。その後、2年度ごとに運営協議会に、その継続について諮詢し、答申をいただいたうえで、本年度まで実施を続けております。

制度開始時は18歳未満の第3子以降の均等割を5割軽減いたしておりましたが、平成26年度からは、現行の内容に拡充をいたしまして現在に至っております。

令和4年度には、国において未就学児を対象とした均等割軽減が開始され、本市の独自軽減に対し、優先される制度設計したことから、財政負担は小さくなりました。この国による軽減策については、その対象や軽減割合を拡大するよう全国市長会や各地方議会より要望、意見書の提出がなされております。

令和5年度には、「こどもまんなか社会」の実現を目的としたこども家庭庁が発足し、少子化対策、子育て支援の財源を健康保険料から徴収することが検討され、令和8年度より実施される予定となっております。

また、国は令和6年1月に出産される被保険者を対象とした産前産後期間の保険税を減免する新たな軽減制度が創設いたしました。

こども家庭庁の発足に端を発し、国や東京都は様々な分野で子育て支援策の創設、拡充を行っており、その影響は国民健康保険制度にも及んでおります。

最後に近隣自治体の動向でございます。東京都内では本市が先駆けて子育て支援を目的とした独自の軽減をいたしておりますが、他に5市が独自の軽減を実施いたしております。また、他の道府県においては、本市より早い時期から軽減策を実施している自治体もございます。

ですが、都内で本施策を先行して行ったことに対しての注目度は高く、これまで複数の地方議会より本制度に関して視察を受け入れており、本市の代表的な施策の一つとして他自治体より認識されております。

以上、簡略な説明で恐縮には存じますが、ご審議賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○会長

ただいま事務局から説明が行われました。これにつきまして、ご意見やご質問がございましたらお願いをいたします。いかがでしょうか。

これは昭島市の独自施策なので、他市に先駆けて行ってきたということでの見直しをどうするかどうかということになるんですけれども、なるべくそういった国や都が他市にも先駆けてやってたこと、そういったものを見直して、それに合わせてというようなことはどうかなとは思いますが、國の方ではですね、令和4年度からでしたっけ、見直しをして未就学児の対象とするのが5割軽減になってるというような形になってますけど、来年も

この施策をそのまま継続するかどうかというようなことになるかと思いますので、どうでしょうか。

これは昭島市独自の軽減策ですので2年ごとに継続の検討してきたんですけども、昨年度においてはね、国の動向に合わせて1年の継続ということにしておりました。今回につきましても先進的なものですので、協議会としては1年の継続とした答申をしたらどうかなど私の方では考えてますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○会長

それでは、1年の継続としては答申案を作成をしまして、事務局の方から、またこれも送らせていただきますので、ご確認の上最終的な答申としたいと思います。

それでは議題の次の議題に移ります。

報告といたしまして、令和7年度国民健康保険事業費納付金算定に伴う状況につきましてについて事務局の報告をお願いいたします。

○事務局

それでは報告1、令和7年度国民健康保険事業費納付金算定に伴う状況についてご説明をいたします。

お手元の資料3をご覧ください。まず、確定係数による令和7年度事業費納付金でございますが、医療分は22億298万4205円、前年度比2億万136万301円、8.37%の減でございました。後期高齢者支援金分につきましては7億9352万9320円、前年度比443万8804円、0.56%の増でございました。介護納付金分につきましては、2億6851万7149円、前年度比61万8060円、0.23%の減でございました。合計いたしますと、32億6503万674円、前年度比1億9753万9557円、5.70%の減でございました。被保険者の減少とそれに伴う給付費の減少が影響したものと考えられます。

次に、事業費納付金と同時に示されます標準保険税率についてでございます。今回、提示されました事業費納付金を確保するために設定された標準税率と昭島市の現行の税率を比較いたしますと、いずれの区分におきましても、昭島市の税率が低くなっていますが、特に医療分においてその差が大きくなっています。

この結果を受けまして、令和7年度の国民健康保険特別会計予算を試算いたしましたところ、歳入合計額約113億7800万円に対しまして、歳出合計は約119億1200万円となりました。事業費納付金は減額されましたが、被保険者の減少による保険税収入の減収などを受けまして、約5億3千万円の歳入不足が生じる見込みです。歳入合計額には、国保財政健全化計画に基づき不足分を補填するための「その他繰入金」を含んでおりますが、大幅な歳入不足となる見込みです。

ここで、国民健康保険事業運営基金につきまして確認をいたしますと、令和5年度末の残高は2億9858万2000円でございました。今年度、積立は7172万円をまた、取崩は2

億 9000 万円をそれぞれ見込んでおりすることから、令和 6 年度末の基金残高見込みは 8030 万 2000 円となっております。

ここから仮に、ほぼ全額となる 8000 万円を令和 6 年度の歳入不足に充てたとしたしましても、まだ 4 億 5 千万円あまりの歳入不足が生じております。当市においては、保険税率の見直しは 2 年度に 1 度としており、来年度の令和 7 年度につきましては税率改定を行わないことから、歳入不足分につきましては、一般会計からの繰入などにより補填する予定となっております。

以上、簡略な説明で恐縮ではございますが、ご報告とさせていただきます。

○会長

ただいま事務局から報告がございました。何かご意見ご質問ございますでしょうか。

これは報告ですので実際のお金の流れといったものが、非常に厳しいと、基金につきましても、ますます減ってしまうと 8000 万円ですか、6 年度末で、これを例え使ったとしても、不足分としてまだ 4 億 5000 万円の不足があるということで、これは一般財源からの歳入を繰り入れてもらうというような形での補填をするということになると思います。本当今までもですね、答申の中でもいろいろと、こう考えてあげるべきではないかというような話もありましたが、物価高騰と、非常に社会変動が激しいと。また更に今度は子供子育ての関係の財源を、この健康保険の方に上乗せするというような制度が 8 年度からそういうような動きもあるとなると、ますますこれは足りなくなるとの目に見えているわけで、これは 7 年度に、多分また諮問が出て、税率の変更について検討せざるを得ないのかなというふうには今考えてますので、またその際はですね、皆さんにご協力をいただいて、やっていかなければいけないかと思います。これは報告ですので、そういう形でよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○会長

それでは次に移らさせていただきますが、その他につきまして、事務局から何かございますでしょうか。

○事務局

まず、今後の日程についてご案内をいたします本日の諮問事項の答申案につきましては、来週早々に各委員にお送りいたしまして、ご意見を頂戴したいかと思いますので何とぞよろしくお願ひをいたします。その際に本日の諮問文の写しも同封させていただきますので、併せてご確認いただきますようにお願いをいたします。

○会長

それでは以上をもちまして本日の会議は終了させていただきたいと思います。よろしい
でしょうかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○会長

ではどうも本日は大変ありがとうございました。

(午後 2時10分)